決済	会　長	局　長	係　長	係	

垂　水　市　農　業　委　員　会　会　議　録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第31回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和２年12月25日（金）　午前９時30分～午前10時28分

場　所　　全員協議会室

出席者

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	重 吉　伸 哉	6	森　千 秋
2	中 間　信 二	7	村 山　繁 稔
3	大 迫　和 昭	8	永 吉　浩 幸
4	下 瀬　秀	9	小 畑　良 之
5	瀬 角　初 美	10	葛 迫　巧

出席した事務局職員

局　　長　　森　　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

付　議　事　件

(1)　農地法第３条許可申請について

(2)　農用地利用集積計画の決定について

議　事

議　長	会長あいさつ。
係　長	諸般報告。
議　長	ただいまから、第31回総会を開催いたします。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、９番　小畑委員、１番　重吉委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号農地法第３条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は２ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図１ページから御覧下さい。今月の許可申請は２件でございます。 １番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで母から子への贈与によります所有権移転となります。 ２番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで従兄弟から従兄弟への贈与によります所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
８番委員	１番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで親子間の贈与ということで何ら問題ありません。 ２番の譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、○○○○さんで従兄弟間の贈与ということで何ら問題ありません。以上です。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。

議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第２号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第３号農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。4 ページをお開きください。 今月は、44 筆の利用権設定がありました。 全て新規設定で、田が 30 筆で 19,076 ㎡、畑が 14 筆で 22,165 ㎡です。 １番から３番は、再契約で貸借期間が５年の賃貸借です。 ４番は、新規契約で貸借期間が５年の使用貸借です。 ５番から 14 番は、新規契約で貸借期間が 10 年の賃貸借です。 15 番からは公益財団法人鹿児島県地域振興公社　理事長　鎮寺裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で２回でてきております。 15 番から 21 番は公社と耕作者との新規契約で、20 年間の使用貸借です。 22 番から 25 番は公社と耕作者との新規契約で、10 年間の賃貸借です。 26 番から 29 番は公社と耕作者との新規契約で、10 年間の使用貸借です。 30 番から 44 番は所有者と公社との新規契約です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第３項の要件を満たしております。以上です。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
４番委員	１番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん賃貸借の再契約５年間ということで何ら問題ありません。。
８番委員	２番３番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の再契約５年間ということで何ら問題ありません。
９番委員	４番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで使用貸借の新規で５年間ということで何ら問題ありません。

	５番６番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。 ７番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。 ８番９番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。 10 番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。 11番12番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。 13 番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。 14 番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんで賃貸借の新規で10年間ということで何ら問題ありません。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第２号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第31回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会　　長　葛 迫　巧 署名委員　小 畑　良 之 署名委員　重 吉　伸 哉